

平成 29 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	1 1	府 省 庁 名 経 済 産 業 省 中 小 企 業 庁 事 業 環 境 部 財 務 課
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	中小企業者等の法人税率の特例の延長	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>中小企業者等に係る法人税の軽減税率（租税特別措置 15%）について、適用期限を 2 年間延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引き下げが認められた場合、法人住民税法人税割についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第 42 条の 3 の 2、第 68 条の 8、租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2、第 39 条の 38 の 2 において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>	
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号	
減収見込額	<p>[初年度] — (▲20,345) [平年度] — (▲20,345)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、また、大企業とのイコールフットィングの観点も踏まえ、中小企業者等に係る法人税を軽減し、経営基盤を強化する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国経済は緩やかな回復基調にあるものの、地域経済への波及は限定的であり、また、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気の下振れや英国の EU 離脱をめぐる為替相場の変動等による世界経済リスク等、経済の下振れリスクが存在し、先行きの不透明さが増している状況にある。大企業に比べて、外部経済環境の変化の影響を受けやすい中小企業にとって、このような現在の経済状況は予断を許すものではなく、また、消費税率の引き上げが、平成 31 年 10 月に予定されており（平成 28 年 8 月 24 日閣議決定）、それまでの間、経営基盤の安定・強化を図ることが不可欠な状況にある。</p> <p>「日本再興戦略 2016」 7. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新 (2) 新たに講ずるべき具体的施策</p> <p>今後は、地域の中核企業となる中堅・中小企業については、地域経済の牽引力を更に強化する観点から世界市場への挑戦の後押しを強化していく。また、地域のイノベーション力の強化に取り組みつつ、中堅企業・中小企業・小規模事業者については、経済の好循環を全国に拡大していく観点から、IT 利活用をはじめとする生産性の向上を徹底的に支援するとともに、経営基盤の強化、取引条件の改善に引き続き取り組む。</p>	
ページ		1 1 - 1

	<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2016 ～600兆円経済への道筋～」 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ② 中堅・中小企業・小規模事業者支援 中堅・中小企業・小規模事業者が第4次産業革命に対応できるよう、IT専門家の派遣等により、ICT投資やIT人材の育成を支援する。また、中小企業等経営強化法に基づく生産性向上に向けた取組等を推進するとともに、省エネ及び省力化投資への支援、国内外の販路開拓等の支援、経営相談支援体制の強化等を通じた収益力向上等による中小企業・小規模事業者の経営基盤強化を図る。</p>
本要望に 対応する 縮減案	-

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-2 事業環境整備
	政策の達成目標	厳しい経営環境の中で事業を継続する中小企業者等を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、大企業と比べて経済環境の変化の影響を受けやすい中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、雇用の確保等を通じて地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営基盤を強化し、その活性化や競争力の維持・向上を通して、日本経済の自立的な成長に繋げる。
	政策目標の達成状況	我が国経済は緩やかな回復基調にあるものの、地域への波及は限定的である。中小企業に対する金融機関の貸出態度は改善傾向にあるものの、金融機関から中小企業への貸出は、大企業ほど伸びておらず、中小企業の経常利益についても、高い水準にあるがコスト削減努力の結果でしかなく、売上高は伸びていない状況にある。為替相場の変動や世界経済リスク等、経済の下振れリスクが存在しており、財務基盤の安定・強化を図るためにも、軽減税率は引き続き重要。
有効性	要望の措置の適用見込み	年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が対象となり、幅広い業種への適用が見込まれる。 【適用件数見込み】 ・平成 29 年度：793,337 件 ・平成 30 年度：793,337 件 ※中小企業の業況・経常利益の動向から、平成 26 年度と同程度で推移すると想定 (出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で 32 万円。23.4%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大 67.2 万円が得られ資金繰りの改善や財務基盤の充実等の効果が期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-		
	要望の措置の妥当性	<p>本特例は、外部経済環境の変化に特に影響を受けやすい中小企業の資金繰りの圧迫懸念や、大企業とのイコールフットィングの観点を踏まえた、中小企業者等に対する措置である。経済の下振れリスクへの対応や消費率引き上げに向けて広く実態経済を強化が必要であり、本措置により中小企業者等の財務基盤の安定・強化につながることから、措置として妥当である。</p>		
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="879 461 1018 512">ページ</td> <td data-bbox="1018 461 1560 512">11—4</td> </tr> </table>	ページ	11—4
ページ	11—4			

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用件数】 年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が対象となっており、幅広い業種に利用されている。 ・平成 23 年度：677, 525 件 ・平成 24 年度：704, 491 件 ・平成 25 年度：744, 488 件 ・平成 26 年度：793, 337 件</p> <p>(出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>影響額 道府県民税（単体＋連結） 5, 879, 178 千円（平成 26 年度） 市町村民税（単体＋連結） 14, 462, 778 千円（平成 26 年度）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で 32 万円。23. 4%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大 67. 2 万円が得られ、資金繰りの改善や財務基盤の充実等の効果が期待できる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>厳しい経営環境の中で、必死に利益を上げている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その経営力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>我が国経済は緩やかな回復基調にあるものの、地域への波及は限定的である。中小企業に対する金融機関の貸出態度は改善傾向にあるものの、金融機関から中小企業への貸出は、大企業ほど伸びておらず、中小企業の経常利益についても、高い水準にあるがコスト削減努力の結果でしかなく、売上高は伸びていない状況にある。為替相場の変動や世界経済リスク等、経済の下振れリスクが存在しており、引き続き措置が必要である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 21 年度改正 創設（本則 22%・租特 18%） 平成 23 年度改正 拡充（本則 22%→19%・租特 18%→15%） 平成 25 年度改正 延長（本則 19%・租特 15%） 平成 27 年度改正 延長（本則 19%・租特 15%）</p>
<p>ページ</p>	<p>11—5</p>